

工事費内訳書に関する留意事項について

工事費内訳書の提出について以下のとおり取扱いますので、提出の際には、十分確認されたうえで提出してください。

1. 工事費内訳書の提出が必要な工事

競争入札を行う全ての建設工事

2. 工事費内訳書の様式

(1) 本市ホームページに様式を掲載しておりますので、記載例を参考してください。

なお、本市様式以上に詳細に記載した内容であれば、独自で作成された様式を使用しても差し支えありませんが、できるだけ本市様式を使用して下さい。

(2) 工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費の項目を記載してください（単価契約・降灰除去工事を除く）。

(3) 閲覧設計書に基づき、土木関係は「工種（土工、法面工、擁壁工、舗装工など）」、建築関係は「科目別内訳（直接仮設工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄筋工事など）」まで記載してください。

(4) セキュリティ強化の観点から、提出可能な添付ファイルを PDF ファイル（拡張子「.pdf」）及び XPS ファイル（拡張子「.xps」）のみに制限します。なお、これらのファイルへの変換方法については、電子入札システムの受注者ポータルサイトに掲載しております。

3. 工事費内訳書の審査

提出された工事費内訳書は、開札後に対象者のものを審査します。

4. 提出された工事費内訳書の取扱い

(1) 提出された工事費内訳書は、返却しません。

(2) 提出された工事費内訳書は、入札関係書類（公文書扱い）として保管します。

(3) 提出された工事費内訳書の引き換え、変更又は撤回（取消）は認めません。

(4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び警察本部に提出する場合があります。

5. 入札無効の対象となる場合

(1) 工事費内訳書が未提出の場合

なお、当面の間、材料費等の金額の記載がなくても、「未提出の場合」には当たらないものとします。

(2) 工事費内訳書の一部が提出されていない場合（白紙の場合も含む）

(3) 工事費内訳書と無関係な書類である場合

(4) 他の工事の工事費内訳書である場合

(5) 工事費内訳書に積算の内訳を記載していない場合

(6) 工事費内訳書の記載金額と入札金額に著しい相違がある場合

その他にも、誤字、脱字、記載漏れ等の場合に入札無効となる場合があります。